

お知らせ
介護保険負担限度額認定及び社会福祉法人等利用者負担軽減制度の更新について

現在、介護保険限度額認定及び社会福祉法人等利用者負担軽減制度の認定を受けている方は有効期限が6月末になつていきます。引き続き7月1日から認定を受けるためには申請が必要です。

▼受付開始日
 7月1日(火)

※申請した月の初日から認定となります。

▼申請に必要なもの
 ・介護保険被保険者証
 ・印鑑(認め印可)

■申請・問い合わせ
 ほけん福祉課
 (すこやかセンター伊野内)

☎ 893-3810

吾北総合支所住民福祉課
 ☎ 867-2300

本川総合支所住民福祉課
 ☎ 869-2114

お知らせ
町民課からのお知らせ

①後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

▼被保険者証

被保険者証(保険証)が8月に更新されます。新しい保険証の色は黄色で、7月下旬に送付します。受け取られなかったら記載内容を確認の上、大切に保管してください。

▼一部負担金の割合変更
 毎年8月1日現在の世帯及び前年中の所得状況を基に医療費の自己負担割合(1割又は一定以上所得のある方は3割)の見直しを行います。

ご自身の負担割合は、7月下旬に届く新しい保険証で確認してください。

▼限度額適用・標準負担額減額認定証
 町県民税非課税世帯の方は、入院又は高額な外来医療を受ける際に、医療機関や薬局へ保険証と合わせて「限度額適用・標準負担額減額認定証」(認定証)を提示することにより、窓口での自己負担額や入院時の食事代などが軽減されます。

現在認定証をお持ちの方で8月以降も該当になる方には、7月下旬に新しい減額証を保持

險証と一緒に送付します。

なお、新たに申請する方は、保険証と印鑑(認め印可)を持参の上、手続きをしてください。

※申請が遅れた場合や医療機関へ提示しなかった場合の食事代などについては、原則、入院時にさかのぼっての払い戻しはできませんので、ご注意ください。

②国民健康保険被保険者の皆さんへ
 ▼限度額適用認定証の更新について
 国民健康保険の被保険者で「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている方の有効期限は7月末となっております。引き続き認定を受けるためには、8月中に更新手続きを行ってください。

なお、新規で交付を受けるには申請が必要となります。

申請は随時受け付けていますので、認定証が必要な方は手続きを行ってください。認定証は申請を行った月の初日から有効となります。

▼対象者
 国民健康保険に加入されている70歳未満の方

70歳以上75歳未満の方で世帯主及び被保険者全員が住民税非課税である方

▼申請に必要なもの
 ・国民健康保険被保険者証
 ・印鑑(認め印可)

▼認定日
 認定証の更新、新規交付いずれの申請も、申請した月の初日からの認定(有効)となります。

■申請・問い合わせ
 町民課
 ☎ 893-1117

吾北総合支所住民福祉課
 ☎ 867-2300

本川総合支所住民福祉課
 ☎ 869-2112

お知らせ
税務課からのお知らせ
保険料(税)の納付について

平成26年度の「国民健康保険税納税通知書」「後期高齢者医療保険料額決定通知書」「介護保険料納付通知書」は7月中旬に送付します。

納入方法が年金からの天引きではなく、口座振替の申請をしていない普通徴収の方には納付書も合わせて送付します。

各納期限までの納入をお願いします。

■問い合わせ
 税務課
 ☎ 893-1118

吾北総合支所住民福祉課
 ☎ 867-2300

本川総合支所住民福祉課
 ☎ 869-2112

お知らせ
戦没者慰霊巡拝のお知らせ

次の地域で、戦没者のご遺族を対象に慰霊巡拝が行われます。

▼対象地域
 アムール州、ハバロフスク地方、沿海地方、カザフスタン共和国、中国東北地方、硫黄島、東部ニューギニア、インド、マリアナ諸島、トラック諸島、フィリピン、マールシャル諸島

▼選考基準
 健康状態が良好で、原則として80歳以下の方

(当該地域を平成21年度以降参加していない方を優先)

■問い合わせ
 高知県地域福祉政策課
 ☎ 823-9662

ほけん福祉課
 ☎ 893-3810